

令和7年度 第6回県政参画電子アンケート
「鳥取県耐震改修促進計画」の改定に係るアンケート
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「鳥取県耐震改修促進計画」に関するアンケート
- 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月13日
- 対象 県政参画電子アンケート会員 729名
- 回答数 451名(回答率 61.9%)

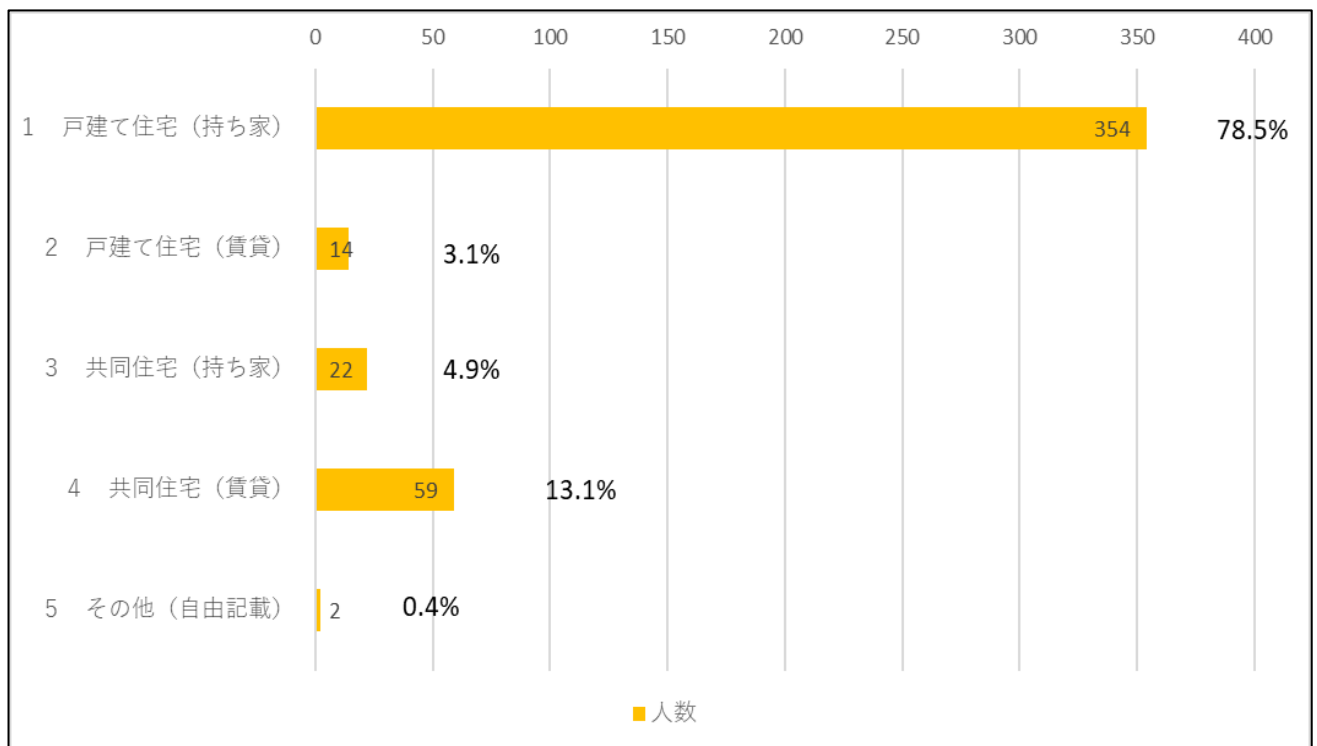
2 目的・概要

鳥取県では、地震による建築物等の倒壊から県民の生命・財産を守ることを目的に「鳥取県耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化目標を定め耐震化促進に取り組んでいます。

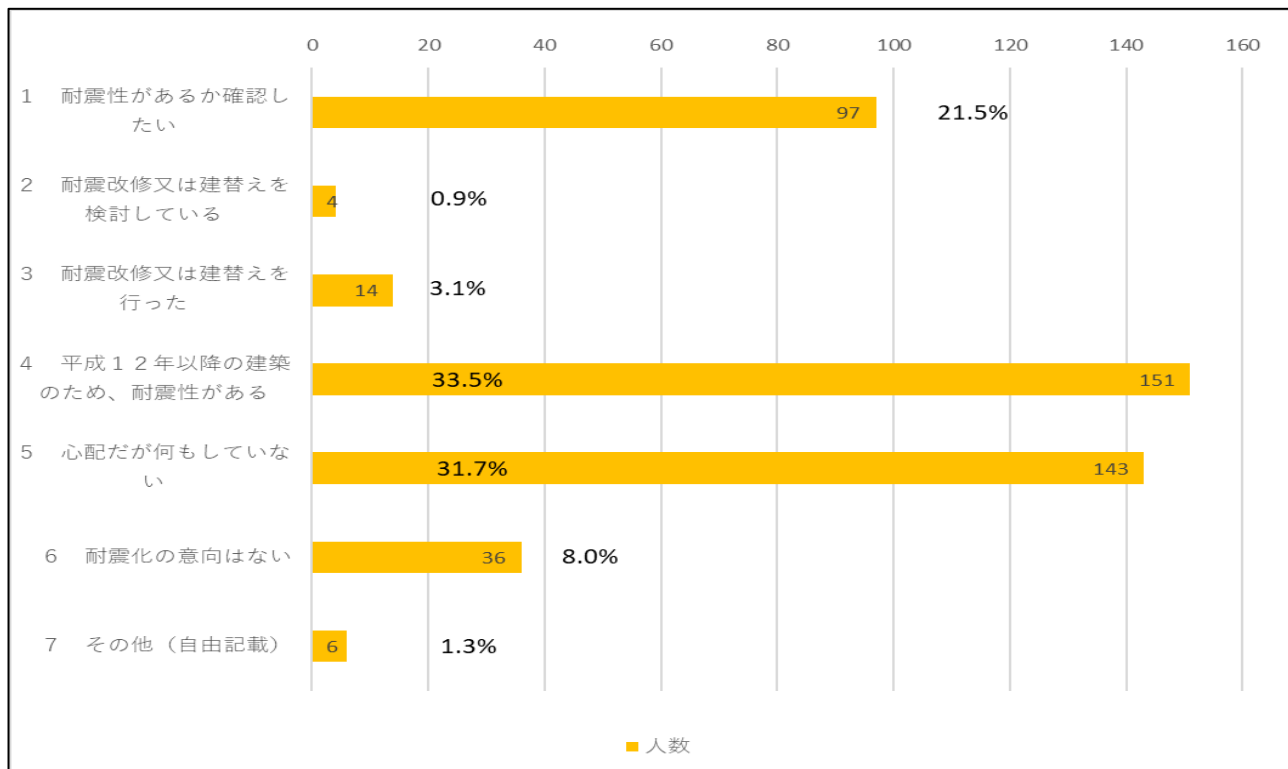
この度、令和7年7月に国の基本方針が改定されたことを受け、令和3年度に改定した「鳥取県耐震改修促進計画」について、建築物の耐震化目標、耐震化促進に係る施策を見直す予定にしております。

住宅の耐震化に対する県民の皆様のご意見を広く募集し、改定の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

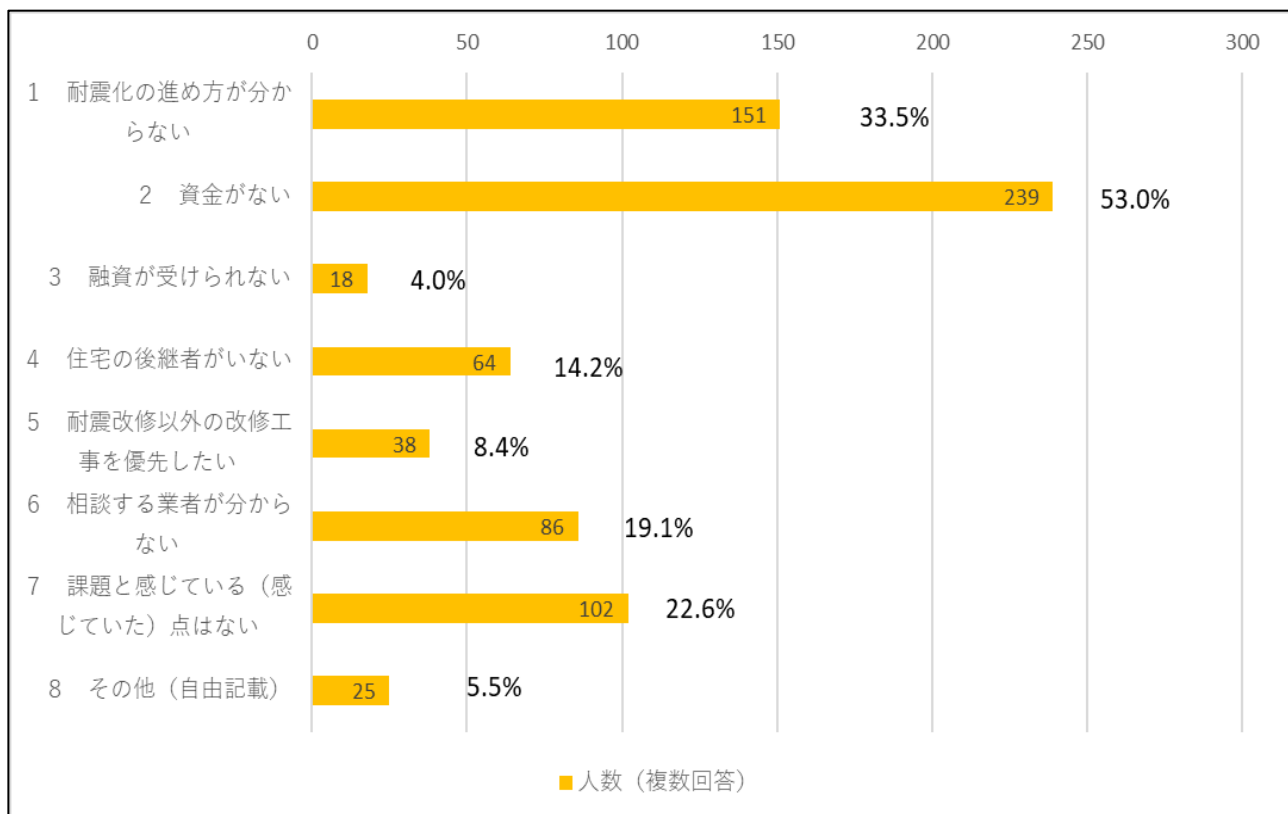
【問1】 お住まいの住宅の形態について当てはまるものを一つお選びください。



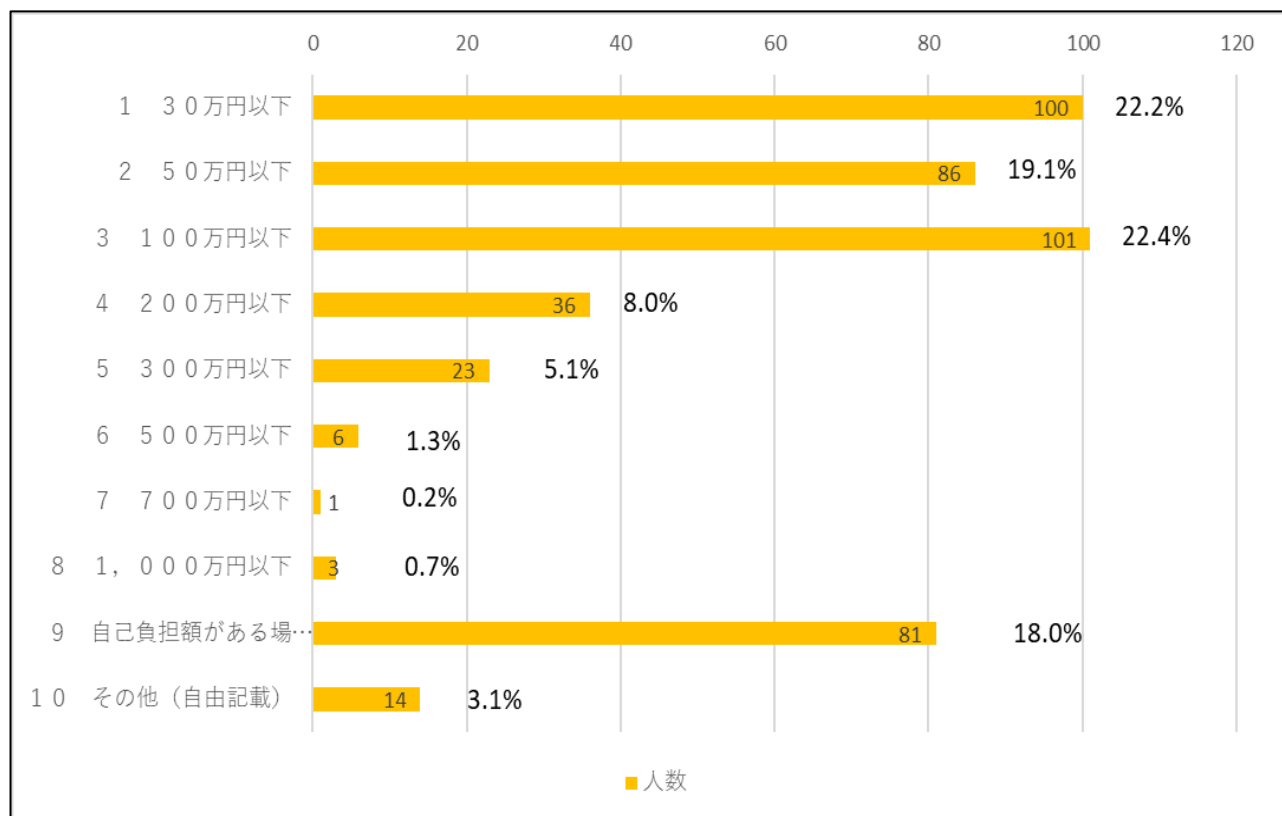
【問2】ここ近年各地で大きな地震が発生し建築物の耐震化促進について切迫性が高まっています。令和6年能登半島地震では、耐震性が不足する古い木造住宅が倒壊し、多くの被害をもたらしました。お住まいの住宅の耐震化に対してどうお考えですか。当てはまるものを一つお選びください。



【問3】住宅の耐震化に取り組む上で、課題と感じている点または課題と感じていた点がありますか。以下の項目のうち、当てはまるものをすべてお選びください。



【問4】住宅の耐震改修工事を実施してもいいと思える自己負担費用の目安についてどう思いますか。当てはまるものを一つお選びください。



【問5】住宅の耐震化を進めるための補助制度についてご存じですか。当てはまるものをどちらかお選びください。

【参考：住宅耐震化に対する補助制度】

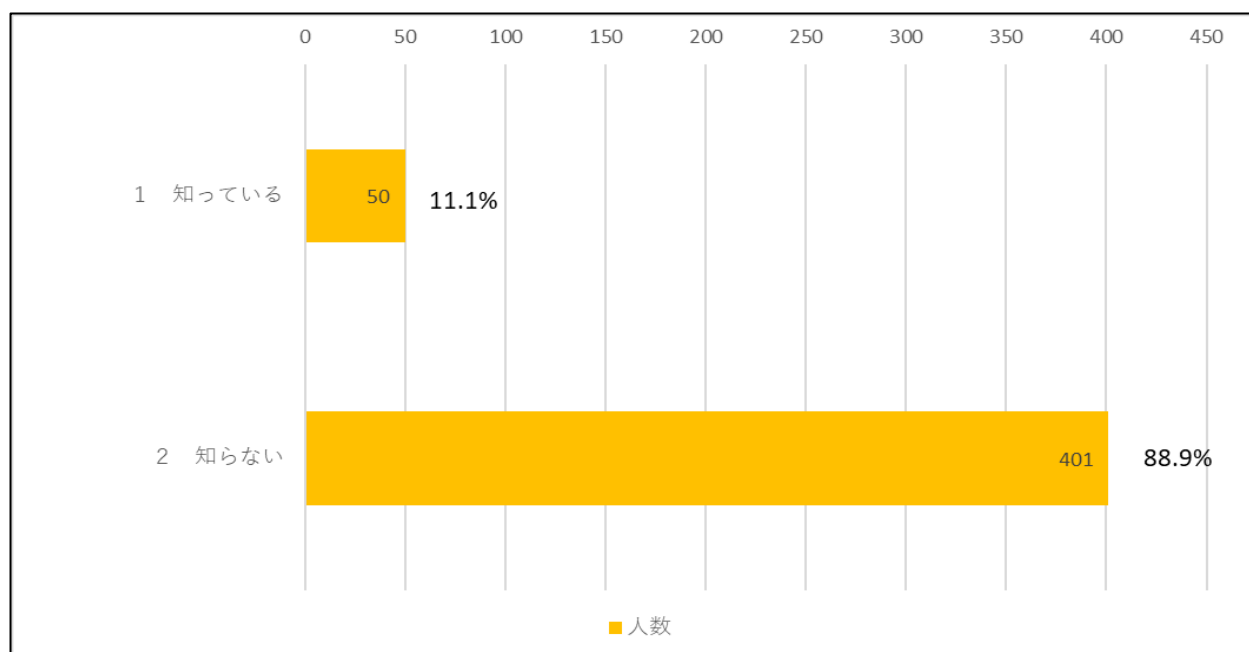
耐震診断：無料診断（市町村が派遣する診断技術者が実施）

有料診断（診断費の2/3、最大13.2万円を補助）

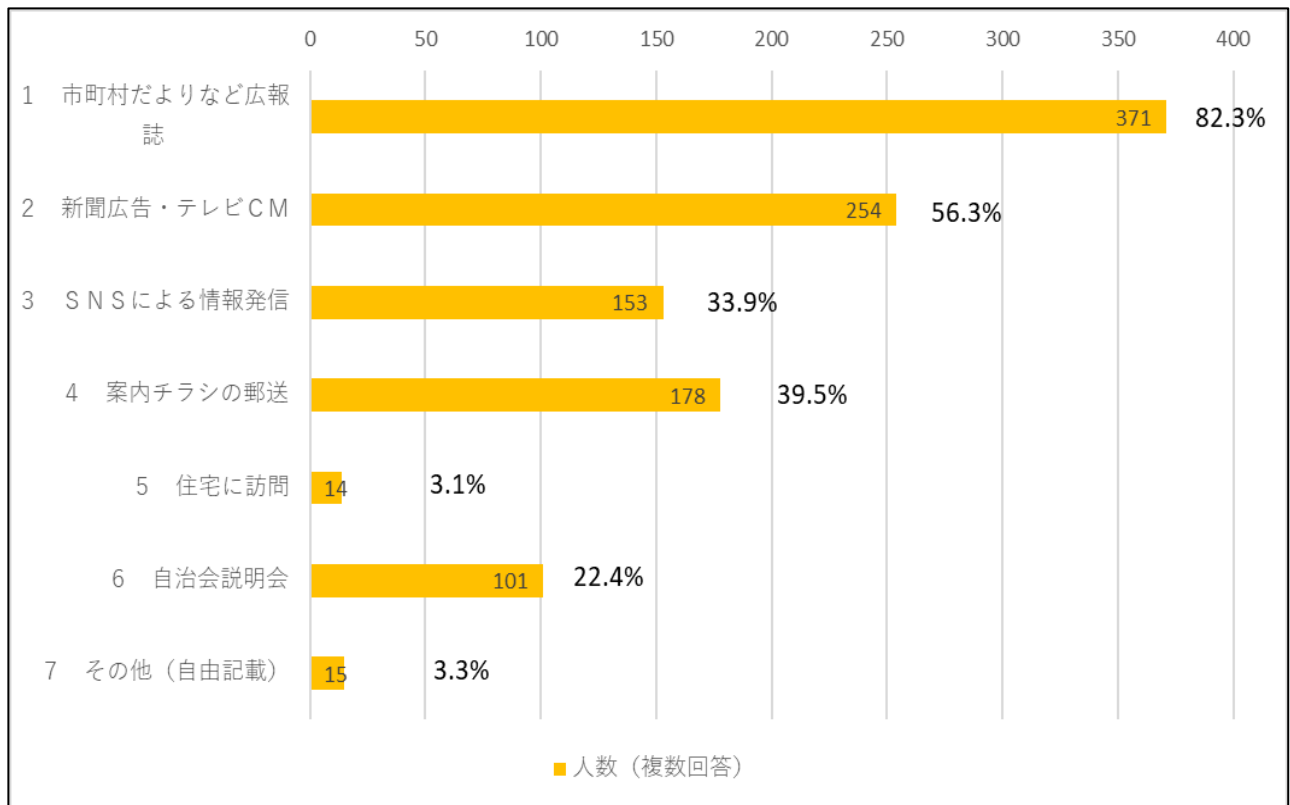
改修設計：設計費の1/2、最大16万円を補助

耐震改修：工事費の4/5、最大140万円を補助

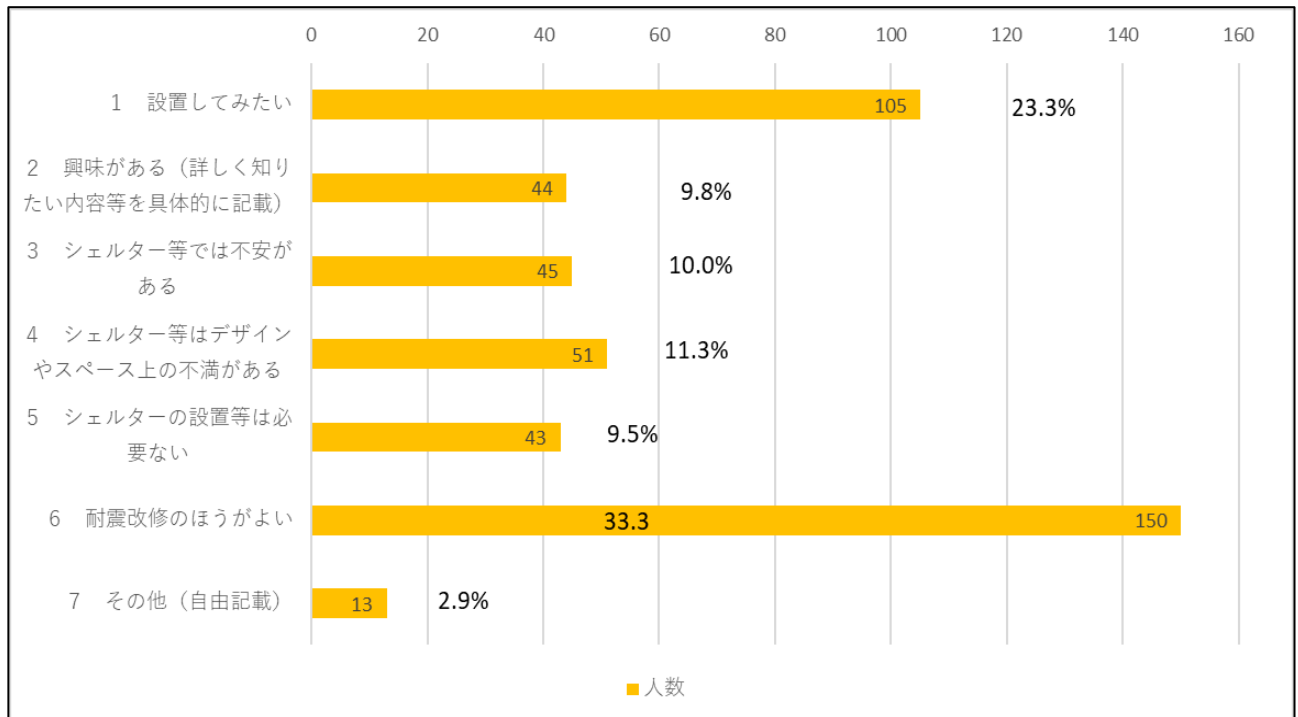
HP: <https://www.pref.tottori.lg.jp/47491.htm#itemid1051159>



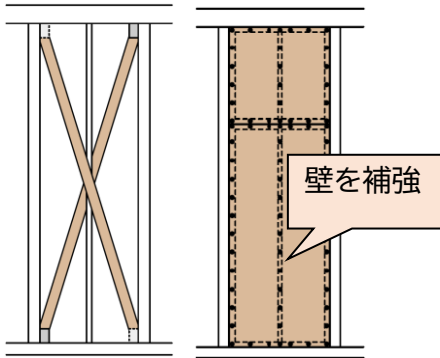
【問6】住宅の耐震補助制度の周知を図るにはどのような方法が有効だと思いますか。以下の項目のうち、当てはまるものを3つまでお選びください。



【問7】耐震改修とは別に、住宅が倒壊しても最低限の空間を確保する「耐震シェルター」や「耐震ベッド」を設置する命を守る耐震対策にも助成制度があります。耐震改修よりも安価で工期が短いシェルター等のような耐震対策についてどう思いますか。当てはまるものを一つお選びください。



耐震改修と耐震対策（耐震シェルター・耐震ベッド）の比較



○耐震改修（全体改修）

住宅全体で必要な耐震性を確保するための補強工事を行うもの。

改修費用：県内平均250万円程度
補助制度：最大140万円を補助
（補助率：改修費用の80%）

（例）

改修費用250万円の場合、自己負担額は110万円

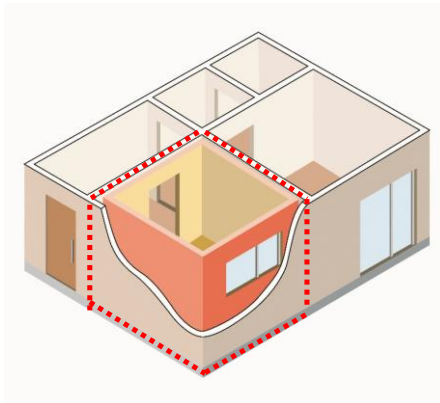
○耐震シェルター

住宅の寝室やリビング等に部屋型のシェルターを設置するもの。

設置費用：40万円～200万円程度
補助制度：最大80万円を補助
（補助率：設置費用の80%）

（例）

設置費用100万円の場合、自己負担額は20万円



○耐震ベッド

金属、木材等のフレームでベッドの上部を覆うもので、就寝中に地震が発生し自力で避難することが困難な場合でも、倒れてきた家具等からも身を守ることができるもの。

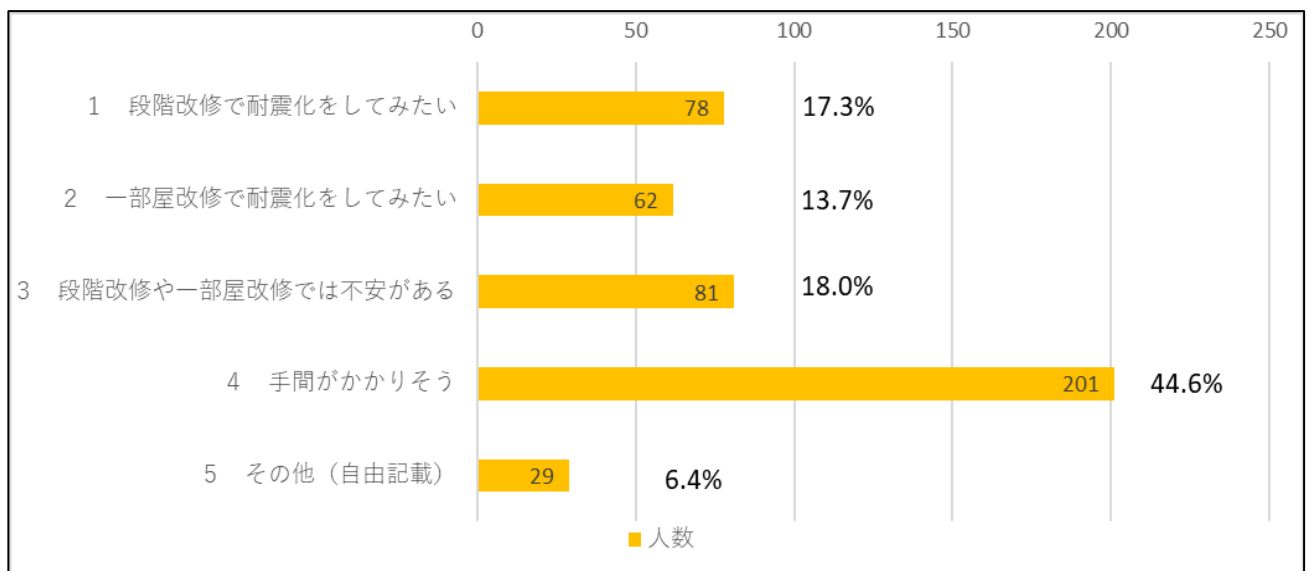
設置費用：45万円～70万円程度
補助制度：最大50万円を補助
（補助率：設置費用の80%）

（例）

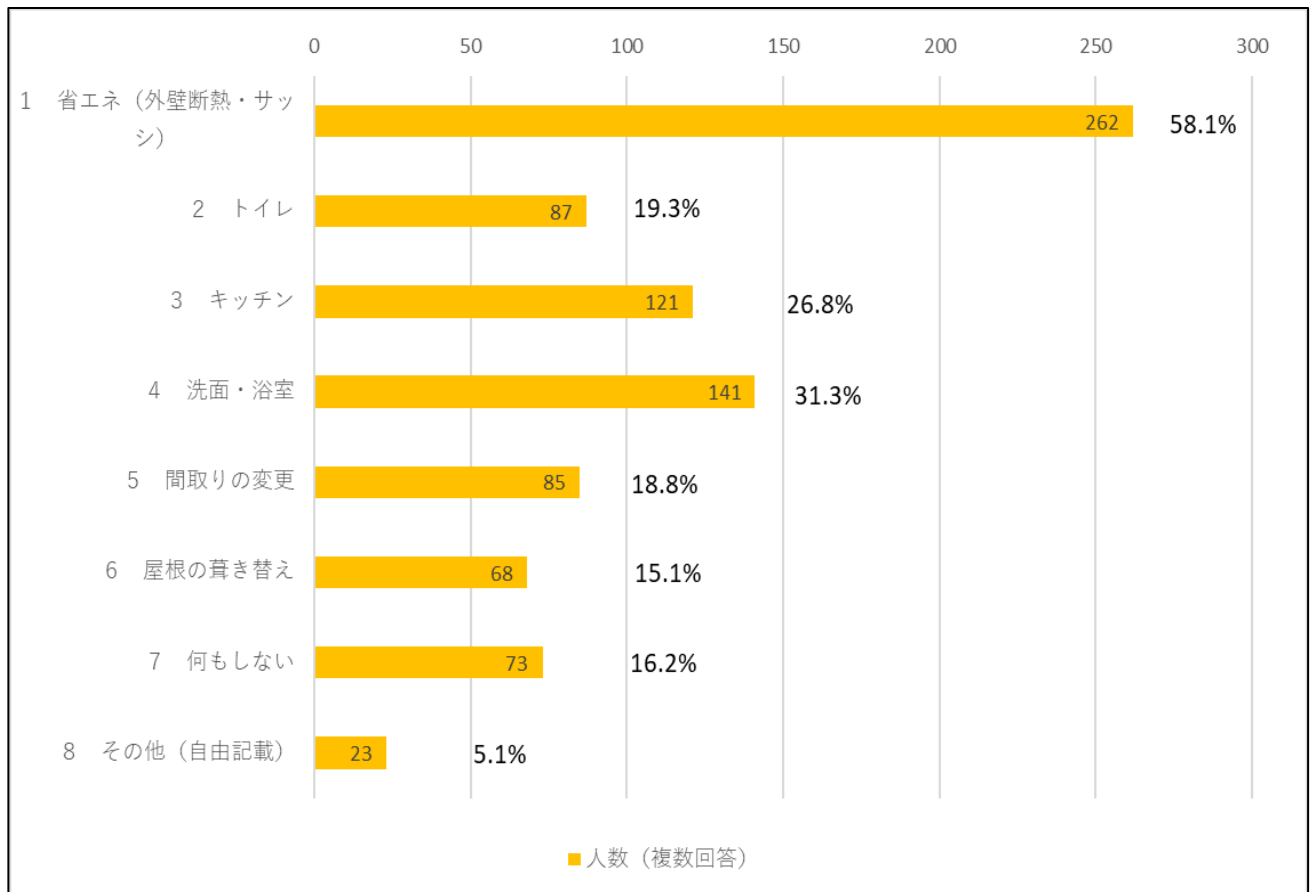
設置費用60万円の場合、自己負担額は12万円



【問8】耐震改修工事を複数回に分けて行うことで、所有者の負担を軽減し耐震改修に取り組みやすくする段階的改修という方法や、リビング等の主要な一部屋だけを耐震改修する方法があります。このような耐震化の手法についてどう思いますか。当てはまるものを一つお選びください。



【問9】 耐震改修に併せて住宅リフォームを行うとしたらどのようなリフォームをしたいと思いますか。以下の項目のうち、当てはまるものを3つまでお選びください。



【問10】 住宅の耐震化や住替え等について、専門家（建築士、宅建士、ファイナンシャル・プランナー）を自宅に派遣してもらい、無料相談できる制度があります。このような制度についてどう思いますか。当てはまるものを一つお選びください。

